

佐賀県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は平成二十二年一月二十二日から平成二十二年二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 市武諸富線	神崎市千代田町崎村字二本松一一八番二地先から 神崎市千代田町崎村字三本杉二三六八番一地先まで	平成二二・一・二二